

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成25年6月7日)

項目	ページ
1 鳥取県立農村総合研修所の指定管理者審査要項(案)の概要について 【農政課】	1
2 鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者募集要項(案)の概要について 【生産振興課】	3
3 家畜伝染病発生時の緊急対策に関する県トラック協会との協定について 【畜産課】	5
4 第64回全国植樹祭の開催状況について 【全国植樹祭課】	6
5 鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会の設立について 【農林総合研究所】	10
6 とっとり出合いの森指定管理者募集要項(案)の概要について 【森林づくり推進課】	11
7 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者審査要項(案)の概要について 【水産課】	13
8 漁業権の切替えについて 【水産課】	15
9 湖山川等におけるフナ等の斃死(へいし)について 【水産課】	17

農 林 水 産 部

鳥取県立農村総合研修所の指定管理者審査要項（案）の概要 について

平成25年6月7日
農 政 課

平成26年度から鳥取県立農村総合研修所の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

鳥取県農業協同組合中央会（以下「JA鳥取県中央会」という。）

（指名理由）

本施設は、昭和59年、農村指導者等の研修のために設置したもので、設置当初から管理はJA鳥取県中央会が行ってきた。指定管理となった平成18年度以降も、JA鳥取県中央会に指名指定により管理を委託しており、指定管理の期間中も管理は誠実に行われている。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設の利用許可、利用料金の徴収等に関する業務
- イ 施設設備の維持管理に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務

（2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開所時間、休所日等については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 施設の利用の許可・制限、利用の許可の取消しは、鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。
- ウ 施設の利用料金、利用料金の減免については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- エ 個人情報の保護については、鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守する。
- オ 情報の公開については、鳥取県情報公開条例の規定を遵守する。
- カ 許可等の手続については、鳥取県行政手続条例の規定を遵守する。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 委託料

なし。（指定管理者の業務に要する経費は利用料金等により賄うものとする。）

5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 審査委員会(審査要項の決定) | 平成25年7月上旬 |
| (2) 審査書類の提出期限 | 平成25年7月下旬 |
| (3) 審査委員会(候補者の選定) | 平成25年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月中旬(議会の議決を経て行う。) |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、指定管理候補者として適当かどうかを審査

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、指導農業士、農業委員、農林水産部長 (計5名)

(3) 審査基準

審査基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の整合性 (指定設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 開所時間、休所日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、 I S O ・ T E A S の 認 証 ○当該施設の管理運営状況の実績評価

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者募集要項（案）の概要について

平成25年6月7日
生産振興課

平成26年度から鳥取二十世紀梨記念館の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ 観光振興に関する業務（他の観光施設等と連携しての積極的な観光客誘致活動）
- エ 果樹振興に関する業務（梨に関する産業、文化、歴史の学習機会の提供や、県産果樹のPR）
- オ その他、施設の管理運営に必要な業務（利用者応接、利用者へのサービス提供など）

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
 - ・開館時間は現行の開館時間数を下回らないこと。
 - ・休館日は現行の休館日数を上回らないこと。
 - ・利用料金は高校生以上300円/人、小中学生150円/人を上限とすること。
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 県中部地域の観光拠点施設として、県内外から多くの来館者を集客できる運営体制を整えること。
- イ 梨産地との連携や、梨に関する文化学習機能を基軸としながら、企画展示を充実させ、館の魅力向上を図ること。
- ウ 梨をはじめとする県産果樹に関するPRを通じて果樹の振興に資すること。
- エ 次の者を配置すること。
 - (ア) 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者（館長）
 - (イ) 施設管理運営業務を担当し、必要な資格（食品衛生責任者）を有する者
 - (ウ) 梨に関する専門的な知識を有する者
- オ 再委託に関する条件；業務を一括して第三者に委託することはできないこと。ただし、個々の業務について、以下の事項を遵守した上で専門の業者に委託することができること。
 - (ア) 再委託する各業務について、業務内容を熟知した担当責任職員（監督職員）を定め、委託業者の指導監督及び県等との連絡調整に当たらせること。
 - (イ) 再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理期間の終期を限度とすること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額531,140千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

4 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間）

5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始 | 平成25年 7月上旬 |
| (2) 募集の締切 | 平成25年 8月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成25年 8月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年 8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者（弁護士）、税理士、観光業関係者、梨関係者（生産者、消費者）、地域代表、農林水産部長（計7名）

(3) 選定基準（※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例）

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する利用 ・管理運営の方針
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・観光振興への取組 ・果樹振興への取組 ・サービス向上策、利用促進策等 ○管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 （指定手続条例第5条第3号）	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、 ISO・TEASの認証 ○当該施設の管理運営状況の実績評価（新規項目）

◎管理運営状況の実績評価の新規追加について

過去の指定管理期間中に生じた不適切事案が判明した場合には、指定管理候補者選定時において減点評価する。

⇒ 当該施設の評価配点（減点）については、総得点の1割を上限として審査委員会が定める。

家畜伝染病発生時の緊急対策に関する県トラック協会との協定について

平成25年6月7日
畜産課

口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合の封じ込め対策は、初期の防疫対応をいかに短時間で完了させるかにかかっていることから、この初動対応を迅速かつ円滑に行うことを目的として、一般社団法人鳥取県トラック協会と家畜伝染病発生時の緊急対策に関する協定を5月28日（火）に締結しました。

1 一般社団法人鳥取県トラック協会の概要

- 住所 鳥取市丸山町219番地1
- 設立 昭和23年2月 発足
昭和49年10月 社団法人鳥取県トラック協会設立
平成25年4月 一般社団法人鳥取県トラック協会に移行
- 会員数 311事業者

2 協定の概要

県が協会に協力要請する主な業務

- 備蓄資機材の積込み、輸送及び取ろし
- 焼却等の処分を行う家畜、家きん等の積込み、運搬及び取ろし
- フォークリフト等の特殊車両の準備及び操作
- その他必要な事項

<参考>

(1) 家畜防疫資機材の備蓄状況

口蹄疫で300頭規模、高病原性鳥インフルエンザで2万羽規模の農場での発生時に初動対応に要する資機材を備蓄している。

ア 備蓄場所

	機 関	住 所
東部	鳥取家畜保健衛生所	鳥取市国安210
中部	倉吉家畜保健衛生所	倉吉市清谷町2-132
西部	西部家畜保健衛生所 中小家畜試験場絹屋分場	伯耆町金屋谷1540-17 南部町絹屋108

イ 主な備蓄資機材

資 機 材	数 量
防護服	3,400枚
マスク	2,640枚
手袋	5,800双
長靴	1,300枚
消石灰	700袋
ブルーシート	110枚
動力噴霧器	17台
焼却用ペール缶	2,800個

(2) 家畜伝染病に関するその他の協定締結状況

- 口蹄疫等の発生時における応急対策に関する基本協定
〔締結先〕 社団法人鳥取県建設業協会（H22）
〔内 容〕 家畜の埋却処分のための埋却溝の掘削作業等

第64回全国植樹祭の開催状況

平成25年6月7日
全国植樹祭課

1 大会の開催状況

天皇皇后両陛下のご臨席のもと、5月25日（土）・26日（日）に開催した第64回全国植樹祭は、出演者やボランティアなど多くの県民に支えられ、盛会に終えることができました。

(1) レセプション

- ・県内外の関係者や鳥取県の東日本大震災被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の代表者、ボランティアを招待。



主催者あいさつ（平井知事）



ご歓談

(2) 第64回全国植樹祭

① 式典行事

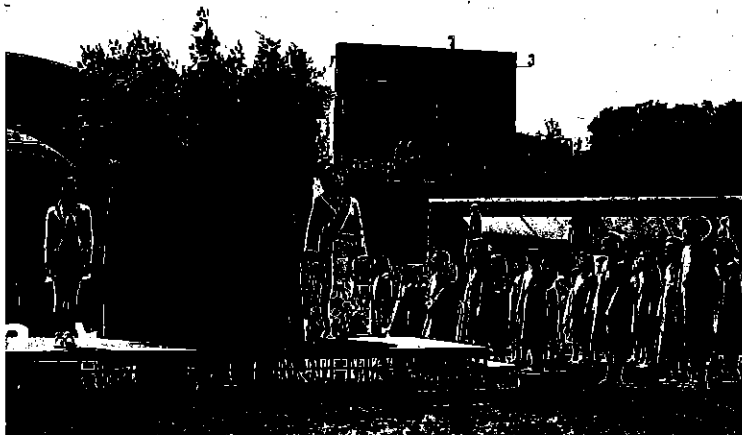
- ・プロローグ…「森・川・海」のつながりや森や木と共生することの大切さを集団演技や創作劇「大山森話（だいせんしんわ）」で表現。



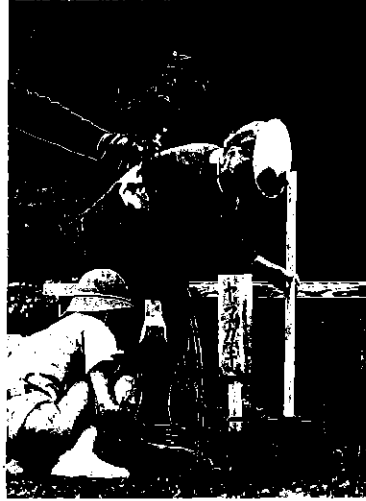
みどりの少年団による集団演技



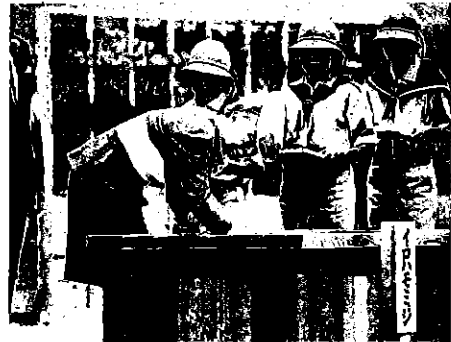
↑
←創作劇「大山森話」



・記念式典…天皇皇后両陛下のお手植え・お手播き、大会テーマ表現など。



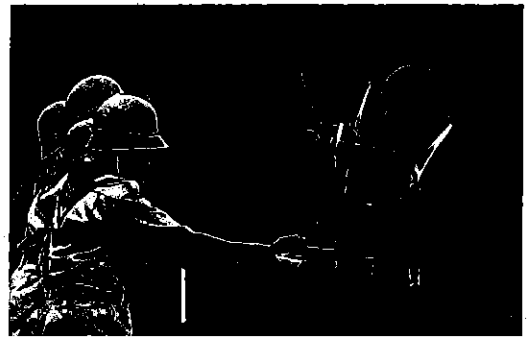
天皇皇后両陛下のお手植え



天皇皇后両陛下のお手播き



大会テーマ表現

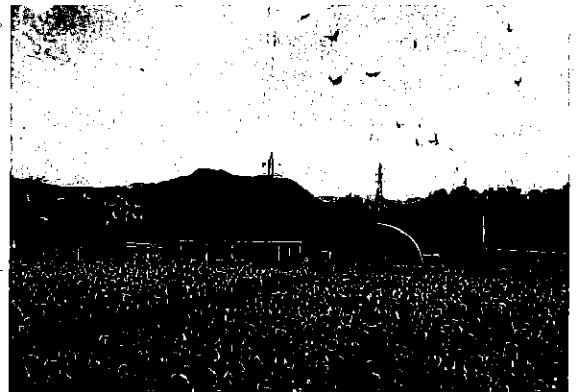


東日本大震災復興支援(苗木の目録贈呈)

・エピローグ…全出演者、全招待者が一体となったフィナーレ



出演者全員が登場



鳥形風船の放天

② 植樹行事



とっとり花回廊いやしの森



奥大山鏡ヶ成高原めぐみの森

③ 式典会場内のおもてなし広場と米子駅前だんだん広場でのおもてなし



式典会場内のおもてなし広場



みどりと食の広場(米子駅前だんだん広場)

2 参加者数

区 分	参加者数	備 考
レセプション (25日、大山ロイヤルホテル)	333人	(内訳) 国土緑化推進機構の推薦者182人 鳥取県実行委員会会長の推薦者151人
式典行事及び植樹行事 (26日、とっとり花回廊ほか)	4,740人	(内訳) 県外招待者1,030人 県内招待者3,710人
ここでも植樹祭!!みどりと食の広場 (26日、米子駅前だんだん広場)	5,912人	
合 計	10,985人	

3 スタッフ

出演者	926人	} 合計2,230人
実施本部員	929人	
ボランティア	174人	
協力員	201人 (市町村職員)	

4 参加者、出演者の感想

○公益社団法人国土緑化推進機構

第64回全国植樹祭は、天候にも恵まれ、五月晴れの下、「感じよう 森のめぐみと 緑の豊かさ」という大会テーマの精神とともに東日本大震災復興支援の取組を全国に発信するなど、極めて盛会裡に終了したことを大変嬉しく思っています。

○式典行事の出演者

- ・参加者がいい思い出になりましたと喜んでいました。よい出会いをいただき、本当に感謝しています。
- ・スタッフの方が本当に良い方できめ細やかに対応していただき、感動しました。
- ・大きな大会で、準備がとても大変だったと思いますが、参加させていただけて、本当に良かったです。

○招待者

- ・大山のふもとに広がる自然は素晴らしく、その風土を守る活動を、鳥取県民ぐるみで進めていることも感じました。
- ・大きく育ち緑いっぱいの森になった姿を、いつか家族で見に戻って来たいです。
- ・これを機に庭に木を植え、緑の豊かさを実感したいです。

(式典行事)

- ・オープニングアトラクション、メインテーマアトラクション、エピローグ全てにおいて大変良かったです。特に創作劇「大山森話」の主役には皆さんが惹きつけられました。
- ・東北3県（岩手県、宮城県、福島県）と苗木育成を通じた復興支援、絆を深める情報発信が行われたことは大変良かったです。

(施設関係)

- ・トイレも先催県に比べて多く、ミスト機械の設置が良かったです。
- ・お野立所は自然な木肌（無垢）であってほしいという気持ちもあるが、素晴らしいと感じました。
- ・式典会場内のベンチは3人掛けで、ゆとりがあって良かったです。

(両陛下のお手植え)

- ・客土が堅くて両陛下が鍬でたたいて土を砕かれる姿は、ほほ笑ましく思えました。
- ・招待者の全てが手袋着用による植樹であったのに両陛下のみ素手であったことが何となく気の毒に思えた一方で、自然な姿を見せていただき良かったのではとの思いが混じっています。

(スタッフの対応)

- ・どこでも笑顔で応対していたのには好感が持てました。
- ・たくさんの実施本部員やボランティアの方から挨拶をいただき心地よく、迎えていただきました。
- ・トイレの誘導係が空きを案内し、混雑が緩和されていました。
- ・車イスでの参加はとても不安でしたが、担当添乗員さん、会場に着いてからのボランティアさんには温かく、気くばりをしてくださいました。おかげさまで元氣と勇氣、力、感動をいただきました。

(植樹行事)

- ・植樹作業が終わって退場すると数十秒後にはバスが目の前に停まるという、素晴らしいオンタイムの誘導でした。細部にまで行き届いた配慮があちらこちらで感じられました。ありがとうございました。
- ・午前植樹に参加しましたが、植樹会場から式典会場までは花回廊の中を歩いたので会場までの距離が短く感じられ良かったです。
- ・午後植樹に参加しましたが、式典を見た後でもあり植樹会場までが非常に長く感じました。
- ・植樹ボランティアの植樹説明は良かったです。

鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会の設立について

平成25年6月7日
農林総合研究所

県内で多発している農作業事故、農機具盗難に組織的・継続的に対応するため「鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会」が設立されました。

1 鳥取県農作業安全・農機具盗難防止協議会の概要

- ・ 設立日 平成25年5月9日
- ・ 会長 蔵増 保則（鳥取県農業協同組合中央会（JA鳥取県中央会）専務理事）
- ・ 構成 JA鳥取県中央会、全農とっとり、JA鳥取いなば、JA鳥取中央、JA鳥取西部、大山乳業、県畜産農協、農業共済組合連合会、農機具メーカー・販売会社（3社）、市町村代表（6市町村）、県（農林総合研究所）
- ・ 事務局 JA鳥取県中央会と農林総合研究所企画総務課で共同運営
- ・ 予算 1,920千円（県960千円）

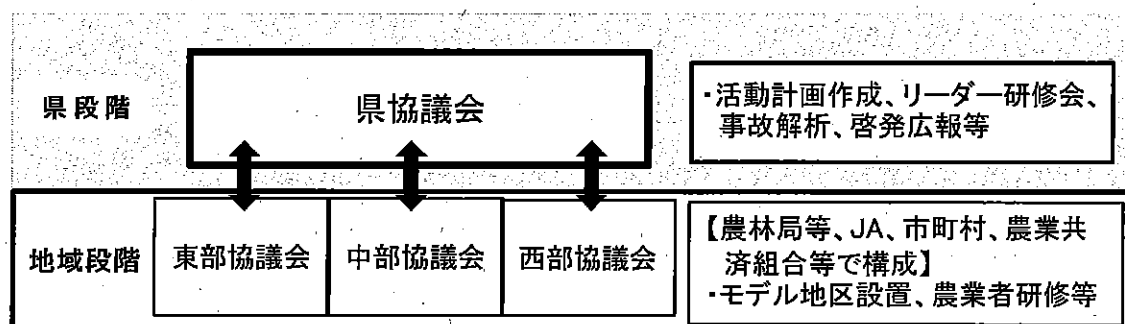
2 県協議会の事業

県段階における広域的な農作業安全及び農機具盗難防止のための活動を実施する。

- (1) 事故情報の収集・解析・対策の検討
- (2) 安全・防犯のための広域的な啓発・広報活動、啓発資料の作成
- (3) 各地域で指導・教育を担う人材の育成
- (4) 各地域協議会の設立・活動支援

3 活動体制

県協議会に加え地域段階の生産現場に密着した活動を行う地域協議会（3総合農協のエリア毎に設置）の体制を整備し、より効率的かつ直接的な農作業安全・農機具盗難防止活動を実施する。



4 当面の活動及び今後の予定

- (1) 春の農作業安全運動期間（4月1日から5月31日）に合わせ、パブリシティを活用して農業機械事故の撲滅及び熱中症予防の啓発を実施した。
- (2) 県下8か所（平成27年度までに22か所）にモデル地区を設定し、重点的な啓発や研修を行うとともに、他地区への波及を図る等、現場での具体的な活動を強化する。

とっとり出合いの森指定管理者募集要項（案）の概要について

平成25年6月7日

森林づくり推進課

平成26年度からとっとり出合いの森（県有地である鳥取県立とっとり出合いの森と、鳥取市有地である鳥取市出合いの森公園で構成）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。

なお、募集要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会及び鳥取市農林水産部指定管理者選考委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例、鳥取市出合いの森公園の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 施設管理の責任者には、農林業又は造園に関係する大学又は高校を修了した者、またはこれらの業務に10年以上の経験を有する者を1名配置することとし、管理棟には原則として専属職員を常時2名以上配置すること。
- イ 施設の管理に当たって、資格、免許等が必要な場合は、その資格を有すること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額172,570千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

※鳥取市も管理運営に必要な経費を別途、予算化。

4 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置く法人等であること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始 | 平成25年7月上旬 |
| (2) 募集の締切 | 平成25年8月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成25年8月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、環境教育の関係者、施設利用者の関係者、農林水産部森林・林業振興局長〔計5名〕

(3) 選定基準

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (森林への理解を深める事業、サービス向上策・利用促進策等) ○管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容の妥当性 ○県の委託料額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証 ○当該施設の管理運営状況の実績評価

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

8 その他

募集要項は鳥取県と鳥取市の連名とし、応募先は鳥取県とする。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者審査 要項（案）の概要について

平成25年6月7日
水産課
境港水産事務所
空港港湾課

平成26年度から鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「境港市場」という。）及び境漁港の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

境港水産物市場管理株式会社

（指名理由）

本会社は境港魚市場株式会社、鳥取県漁業協同組合、漁業協同組合JFしまねの共同出資により設立され、平成21年度より本市場・漁港の施設管理等の指定管理を受託しているが、誠実に管理を行っている。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設の利用許可、施設使用料の徴収等に関する業務
- イ 施設設備の維持管理に関する業務
- ウ その他境港市場及び県の管理する漁港施設（甲種漁港施設）のうち境漁港に係るもの（以下「境漁港甲種漁港施設」という。）の管理運営に必要な業務

（2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開場時間、休場日等については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 卸売予定数量等の報告・掲示、施設の利用の許可・制限、利用の許可の取消しは、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「市場条例」という。）に基づいて行う。
- ウ 措置命令、危険物の制限、放置物件の除去命令、境漁港甲種漁港施設の利用の調整、利用届の受理は、鳥取県漁港管理条例（以下「漁港条例」という。）に基づいて行う。
- エ 個人情報の保護については、鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守する。
- オ 情報の公開については、鳥取県情報公開条例の規定を遵守する。
- カ 許可等の手続については、鳥取県行政手続条例の規定を遵守する。

3 使用料の取扱い

市場施設の使用料は、指定管理者に徴収委託し、県の収入とする。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額714,835千円（境港市場分680,435千円、境漁港分34,400千円）（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、その1/3の額を県に返納する。

5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 審査委員会（審査要項の決定） | 平成25年7月上旬 |
| (2) 書類の提出期限 | 平成25年7月下旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成25年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年8月下旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、指定管理候補者として適当かどうかを審査

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、水産関係者、流通関係者、水産振興局長〔計5名〕

(3) 審査基準

審査基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の整合性 (指定設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 開所時間、休所日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、 ISO・TEASの認証 ○当該施設の管理運営状況の実績評価

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

漁業権の切替えについて

平成25年6月7日
水産課

当県の海面及び内水面漁業権の免許について、平成25年8月31日をもって存続期間（10年間又は5年間）が満了するため、切替えの手続きを行います。

漁業権の免許にあたっては、県による漁場計画の樹立が義務づけられており、5月31日に告示をしました（漁業法第11条）。今後、漁場計画に基づき適格性を有する漁協等からの申請により、県が漁業権を免許することになります。

※漁業権：漁業法で定められた一定の水面（海面、内水面（河川、湖沼））において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営むことのできる権利のこと。原則として、漁業協同組合に対して都道府県知事が免許することにより設定される。

※漁場計画：漁業種類、漁場区域等の免許の内容、免許予定日、申請期間等を定めた計画のこと。

【漁業権の種類】（太字が今回の切替えで免許する漁業権。その他は本県では該当なし。）

共同漁業権	<p>第一種…定着性動植物の採捕（海面：さざえ、もずく等、内水面：しじみ、蓮等）</p> <p>第二種…固定式刺網、小型定置（身網が水深2.7m以浅）</p> <p>第三種…地びき網</p> <p>第四種…寄魚漁業、鳥付きこぎ釣漁業</p> <p>第五種…内水面（あゆ、溪流魚等）…増殖義務が課される。</p>
区画漁業権	<p>第一種…小割式魚類養殖、藻類養殖、垂下式養殖（かき）等</p> <p>第二種…築堤式養殖、網仕切り式養殖</p> <p>第三種…貝類養殖（地まき式）</p>
定置漁業権	漁具を定置して営む漁業（身網が水深2.7m以深）

1 海面漁業権免許切替えの内容

（1）第一種共同漁業権

○沿岸で定着性動植物（貝類、海藻類、なまこ等）を採捕する漁業である。

○現在の対象種は15種類であるが、切替後は18種類になる。漁業権の存続期間は10年である。

公示番号	漁場の位置	漁業の名称																		
		わかめ	てんぐさ	いわのり	あまのり	もずく	えいぎす	くろも	あかもく	ひじき	あわび	さざえ	いがい	はまぐり	ばい	かき	いな	たこ	うに	なまこ
海共第	1号	岩美郡岩美町～鳥取市福部町	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○
	2号	鳥取市（福部町、青谷町を除く。）	○	○			○		○	○		○	○		○	○		○	○	○
	3号	鳥取市青谷町、湯梨浜町、北栄町	○	○	○				○		○	○	○	○	○	○		○	○	○
	5号	琴浦町、大山町、米子市淀江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
	6号	米子市（淀江町を除く。）、日吉津村	○	○	○						○	○	○		○	○		○	○	○
	8号	境港市地先													○			○		○

※傍線部がこの度の追加部分。

（2）第三種共同漁業権（地びき網漁業）

○現在2か所（北栄町、米子市・日吉津村地先）に設定している。漁業権の存続期間は5年間である。

公示番号	漁場の区域（現行）	切替え内容（変更点）	
海共第	4号	①北栄町地先 距離：1,000m	変更なし
	7号	②米子市（皆生漁港より西）地先 距離：2,000m	変更なし
		③米子市・日吉津村（皆生漁港より東）地先 距離：300m	操業実績がないことから漁場計画から除く。

(3) 第一種区画漁業権（養殖業）

○わかめ等の海藻類、いわがき等の貝類、ぎんざけ等の魚類の養殖を行う漁業である。

○漁業権の存続期間は5年間である。

公示番号	漁業の名称	漁場の区域	備考
海 区 第	1号 わかめ養殖	東漁港内	変更なし
	2号 <u>わかめ養殖</u>	東漁港内	新規設定
	3号 わかめ養殖	田後港内	変更なし
	4号 わかめ養殖	船磯漁港内	区域変更
	5号 わかめ養殖	船磯漁港内	区域変更
	6号 いわがき養殖	船磯漁港内	区域変更
	7号 わかめ養殖	泊漁港内	変更なし
	8号 わかめ養殖	赤碕港内	変更なし
	9号 わかめ養殖	赤碕港内	変更なし
	10号 わかめ養殖	平田漁港内	変更なし
	11号 <u>のり養殖</u>	平田漁港内	新規設定
	12号 わかめ養殖	平田漁港内	変更なし
	13号 わかめ養殖	西伯郡大山町地先	変更なし
	14号 魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、 <u>あじ</u> ）小割式養殖	境港市地先	魚種追加（あじ）
	15号 <u>いわがき養殖</u>	境港市地先	新規設定
削除	あわび養殖	酒津漁港内	漁場計画から除く
削除	ひらめ小割り式養殖	船磯漁港内	漁場計画から除く
削除	のり養殖	米子市淀江町地先	漁場計画から除く

※下線部がこの度の追加部分。

(4) 定置漁業権（新規）

○定置網を使用して魚類を採捕する漁業。（身網の水深が27m以深のものが漁業権の対象。）

○漁場の区域として、岩美町浦富沖、大山町御来屋沖の2か所を定めた。漁業権の存続期間は5年間である。

2 内水面漁業権免許切替えの内容

公示番号	河川・湖沼名	漁業種類	漁業の名称（魚種）	変更点等	
内 共 第	1号	千代川	第五種	あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます、こい、うなぎ（日野川のみ）	・変更なし ・存続期間10年間
	2号	天神川	第五種		
	3号	日野川	第五種		
	4号	湖山池	第一種	しじみ、蓮	・採藻を削除し、蓮を追加（第一種） ・ぼら、せいごの削除（第五種） ・存続期間5年間（環境の変化に対応するための短期免許） ・漁場を賀露大橋まで拡大
			第五種	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび	
5号	東郷池	第一種 第五種	しじみ、ごかい こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、すずき	・採藻を削除（第一種） ・せいごをすずきに変更（第五種） ・存続期間10年間	

※下線部がこの度の追加、変更部分。

3 スケジュール

- (1) 漁場計画案について海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会への諮問（平成25年5月9日）
- (2) 上記に対する答申（平成25年5月21日）
- (3) 漁場計画の県公報告示（平成25年5月31日）
- (4) 免許申請期間（平成25年6月1日～7月中旬）
- (5) 適格性について海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会への諮問（平成25年7月下旬）
- (6) 上記に対する答申（平成25年8月上旬）
- (7) 免許状交付・県公報告示（平成25年9月1日）

湖山川等におけるフナ等の斃死（へいし）について

平成25年6月7日
水産課
水・大気環境課
河川課

1 斃死の状況

	今年（5月末～6月）の状況	昨年（4～5月、8月）の状況
主な斃死場所	・湖山川金沢付近、福井川河口付近、三津地区周辺でフナ等の斃死を確認したが、その多くは湖山川で斃死したものである。	・4～5月に湖山池一円でフナの斃死を確認したが、湖山川では確認できなかった。 ・8月には湖山池一円及び湖山川でフナの斃死を確認した。
斃死魚の回収・処分	・6月6日までに約2,425kgを回収し、焼却処分した。	・5月に約770kg、8月に約2,280kg、合計3,050kg回収し、焼却処分した。
斃死原因	・主な斃死魚がフナであり、細菌検査も陽性であったことから、産卵後の衰弱による抵抗力低下により運動性エロモナス症に感染した可能性が考えられる。 ・また、湖山川、福井川では河川水量が少なく貧酸素状態が確認されたことから、酸欠により斃死した可能性も考えられる。 ※5月31日、6月6日の河川の溶存酸素は0.8mg/l～1.2mg/l ※5月の湖山観測所の降水量は平年比28.6%	・フナの細菌検査を実施したが、細菌が検出されなかったこと、1m以浅の池内では貧酸素状態が確認できなかったことから、斃死原因は不明であった。 ※5月の湖山観測所の降水量は平年比96.0% ※8月の湖山観測所の降水量は平年比117.7%
今後の対応	・関係機関による周辺水域の監視を継続する。 ・斃死魚の迅速な回収作業を行う。	

2 主な経過

日付	内容
5/27	・湖山川等で数日前からフナの斃死を確認した。 ・27日には、100尾を超える斃死魚を河川内のオイルフェンス周辺で確認した。 ・斃死魚を回収し、焼却処分した。（回収量：約175kg）
5/28	・周辺流入河川も現場調査し、斃死魚を回収し、焼却処分した。（回収量：約170kg） ・栽培漁業センターで、細菌検査のための検体を採取し疾病検査に着手した。
5/29 ～ 6/6	・湖山川を中心に監視し、斃死魚を確認した。 ・湖山川の金沢橋付近の斃死魚を回収し、焼却処分した。 （5/30の回収量：約210kg、6/1の回収量：約270kg、6/4の回収量：約250kg、6/5の回収量：約560kg、6/6の回収量：約790kg）

3 栽培漁業センターによる検査結果（5月31日）

- 検査結果：運動性エロモナス症は陽性（斃死魚2尾、生魚1尾から細菌検出）
- 検体：ギンブナ 体長約30cm（斃死魚2尾、生魚2尾）
- 検査方法：PCR検査（体表・鰓・肝臓・腎臓）
- 外観等：生魚には外観に目立った出血や発赤等はない。内臓には特に異常は見られない。
斃死魚は、体側部の発赤などの症状が見られる。内臓は腐敗し腹水貯留が見られ、卵巣が発達している。
- 検出菌の特徴：水中における常在菌であり、魚の抵抗力低下が引き金となり発症する可能性が高い。

